

# 第四十二回 参議院 地方行政委員会 會議録 第三号

昭和三十七年十二月十九日(水曜日)  
午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 石谷 憲男君  
理事 小林 武治君  
西田 信一君  
市川 房枝君

委員

西郷吉之助君  
館 哲二君  
占部 秀男君  
鈴木 壽君  
林 虎雄君  
松本 賢一君  
鈴木 一弘君

國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

政府委員

自治政務次官 藤田 義光君  
自治省行政局長 佐久間 彌君  
自治省財政局長 奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 鈴木 武君  
会専門員

本日の會議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査  
(地方公務員の勤務条件に関する件)

○昭和三十七年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

本日は、初めに占部委員要求の調査を行ないました後、付託法律案の審査を行ないたいと存じます。

地方行政の改革に関する調査を議題といたします。地方公務員の勤務条件に関する調査を行ないたい。御質疑の方は御発言を願います。

○占部秀男君 大臣と行政局長にお伺いをいたしたいと思つておりますが、それはILOの結社の自由委員会で、先月の九日の日に第六十六次の報告が承認されて出ておるわけでございます。この中で、いろいろと地方公務員の組合の問題点について、勧告あるいは示唆等が行なわれておるわけでございますが、この全体的の問題点につきまして、どうせ通常国会でILO八十七号条約の問題が問題になつてくると思つておるので、私は本日は触れないでおいて、当面重大な緊急な問題になつておる問題点だけ二、三お伺いをしたいと思つておるわけでございます。

第一にお伺いを申し上げたいのは、最近各地方で、人事委員会なりあるいは公平委員会なりの改選といつてもか、更迭といつてもか、そういうものが相当各地で行なわれておるわけでありまして、そこで、こういうような情勢の中で、今度の六十六次の報告の中に示唆もしくは勧告されておるような問題点を自治省としてどういふふうに取り扱つておられるか、これが私の質問をする主要な点であります。

具体的に申し上げますと、第一に、今度の報告、あの六十六次の報告では、人事委員会もしくは公平委員会の委員の選任については、「平等の発言権を有するよう規定することの可否も、また検討するよう配慮すること」を日本政府に示唆する、かようなことになっておるわけでありまして、関係当事者のそれが人事委員会の委員の選任には平等の発言権を持たせるべきじゃないか、こういうことについての示唆といつてもか、それを出しておるわけでございますが、現に進行しつつある人事委員会なり公平委員会のそういうような情勢から見ると、こういうような報告の内容を自治省としては取り上げるのか取り上げないのか、検討するののか検討しないのか、あるいはまた、かりに行政指導である程度処理できる問題があるとするならば、それをしていたらどう、こういう点であります。なお、大臣に御返事願つても、局長に御返事願つてもけっこうでございます。

○政府委員(佐久間彌君) ILOの六十六並びに五十八報告書におきまして、ただいま先生の御指摘になりましたような示唆がございましたので、いろいろ検討いたしましたので、いろいろ種々検討はいたしましたので、いろいろが、公務員関係の特殊性にかんがみまして、現行の人事委員会の構成の建前は特に変更する必要はないのではないか、かような見解を持つておるわけでございます。

○占部秀男君 そのすると、公務員の特殊性から、もう人選その他については現行法どおりでいい、こういうふうにはあはつきりと割り切つておるといふわけでございますが、その点ひとつ。

○政府委員(佐久間彌君) さうでございますが、この報告は、もちろん自治体の職員の組合の権利義務の問題に關連して日本政府に示唆する報告であります。したがって、報告自体は、今あなた公務員の特殊性と言われるけれども、公務員を対象としておるのである、特殊性云々というものはその中に入つておるのではないかと思つておるわけですね。現在の日本の公務員の置かれておる現状から見ると、もう一べんこの委員の選出の仕方については考慮すべきではないか、これが第六十六次の報告の示唆するところであると、かように思つておるわけですが、さうなれば、やはりこれはもちろん政府のほうで、検討する必要はない、特殊性があるのだからと言つてしまえばそれまで、あとは大きくお話し合いをしなければならぬ問題点になつてくるわけですけれども、少なくとも、現状の地方公務員についての人事委員会なり公平委員会なりの姿から見ると、もう一度選出の仕方については考慮すべきではないかというこの示唆が与えられていない以上、私はもつとそんなところの点については平等の発言権を与えられるように、やはり積極的に自治省としてはそののが私はほんとうじゃないか、こういうふうに思つておるわけですが、その点局長どうお考えになつておるか。

○政府委員(佐久間彌君) 現在の建前におきまして、人事行政に意見を有しておる、かつ、人格が高潔で、地方自治体の本旨に理解がある、そういう適任者の中から、議会の同意を得て任命することになっておるわけで、議会議長を信頼いたしまして、適任者が選任されるということを期待をいたしておるわけでございます。

○占部秀男君 もちろん局長と議会でこれが行なわれておるということはおよく知つておりますが、このILOの六十六次報告には、「関係当事者のそれぞれ」という言葉が使つてあるわけですね。もちろん地方公共団体の長や議会は、関係当事者の中に私は入ると思つておるわけですね。職員も入るわけですね。職員の意向といふものが今日の状態では全く道がふさがれておるわけですね。率直に言つて、これは人事の問題ですから、任免権は、たとえば職員の場合には長にある。これはもうわれわれはよく存じておるわけですね。任免権まで侵そうといふような考え方は持つていない。持つていないけれども、この六十六次の報告が示唆しているように、関係当事者としての職員の中にも、日本の実情ではなかなかさういふわけにはいかぬと思つておるわけですが、少なくとも発言がある程度いられるような方式といふものを考えるのが私は普通じゃないか、こう思つておるわけですが、さう考へるものが普通ではないか。現状のまま置いておいて、関係当事者の中の一つの職員が発言については全く封せられておる、こういうことは、私今ここで、大





したがって、すべての者に対してで、ただサービスをするという傾向は非常に強いわけで、これは当然でありませうけれども、この自由労働者の諸君に對して、長野県あたり多く出しておるといふことは、決して媚態を呈しておると思つておりません。私も実は前に知事を勤めております。そのときに、長野県は少し自労にサービスをし過ぎるのではないかと、いろいろな声もあつたのですが、全国を回つて——と言つたと少し言ひ方がおかしいですが、たとへば職業安定課長は国の公務員として地方に赴任してきておりますが、それらの地方を回つた経験から徴しまして、長野県の場合には、働く稼働率が非常にいいのだ。まじめにやつておるし、時間も他の府県に比べると非常によく努めておるといふことを言われております。まあ、そういうことから、手当等も少し出してやろう、がんばつてやろうというふうなことになるまで、まあ、それがだんだん多くなりまして、ことしあたりは、ずいぶん今までのない額を出してあるやに聞いております。したがつて、まあ、市町村もそれに準じて出さざるを得ないといふふうになつておられますので、失対事業等は当然国の仕事といたしまして、他の失対事業そのものとの比較で、ね、長野県においては幾人でもこれだけの能率が上がった、他の府県においてはそれほど上がらなかつたといふような事実を見ていただいて、そこでまあ将来の問題としては、超過負担と言へるかどうかわかりませんが、そういう点を考慮してもらふ必要があるのではないかと、思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 失対事業が、地方において相当な効果を上げてゐるところとそうでない地域、これが非常に区々だと思つておられます。多くの団体が、失対事業というものがなければいざしめだといふようなことを言つておられる。これがだんだん傾向としてはふえておるのであります。しかし、むしろこれを生かして行政の効果を上げていくといふところもあることは、これは事実でございます。ただ、先ほどちよつと申し上げましたように、期末手当、勤勉手当は一応国の基準があるわけでございますが、それ以上に出すといふ根拠は何らないわけでございます。したがつて、根拠のない支出につきましては、特別な配慮をするといふことは困難ではなからうか、全体的な制度として確立してもらいたいといふ希望を自治省としては今日もお強く持つておるわけでございます。

○林虎雄君 超過負担に戻りますけれども、超過負担といふ言ひ方が、いか悪いかは別といたしまして、現実には、国でまわつた仕事に對しまして一律の地方負担をするわけですが、実際は、地方の一般の現実から比較しますると、非常に無理があります。その結果として、地方団体が超過負担しておるというのが御承知のように現実だと思ひます。そこで全国の知事會議あるいは市長會議、町村長會議等が具体的な資料をもつて超過負担の矛盾を是正してもらいたいといふ要望があると聞いておりますが、そういう要望がありますかどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 熱心な要望が来ております。自治省もまたそれに

基づきましていろいろな努力をいたしておられます。

○林虎雄君 昭和二十七年、八年ごろから地方団体が赤字を大きく出しまして、この赤字問題が非常に大きな問題として懸がれたわけでありまして、その後、主として自治省の努力によりまして、この赤字の率の解消その他によりまして、最近ではいよいよ赤字は少なくなつたと思ひますが、現在どのくらいでございますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十六年度決算において申し上げますと、四十六都道府県では一団体、四千七百六十九市町村、これは東京都の区を含んでいふと思ひますが、四百十九団体ということになつております。

○林虎雄君 最近都道府県の団体は赤字を解消いたしました。健全財政といふ方向に向かつておられますが、今お答えがありましたように、市町村の団体におきましては、約一割の赤字団体が、これら府県の団体よりも財政力が脆弱でありますから、当然であります。ここに市町村団体の、地方団体の財政に非常に無理があるといふことは、国の財政措置に欠陥があるといふこと考へにならませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村が赤字を出す一番の大きな原因は、学校建築にからむ問題だと思ひます。中学校の建築費について国が二分の一を負担する。その場合に対象となる面積が少な過ぎる。さらに補助単価に無理がある。こういうようなことが重なり合ひまして、当該市町村が財政上非常に苦しいといふ事例が多いわけでありまして、そういう点につきましては、国に

も責任があると言わざるを得ない、こゝろ思ひます。

○林虎雄君 確かに学校建築が市町村の大きな悩みでございます。一例を申し上げますと、長野県の山の中に信州新町という町がございますが、今年度の中学卒業生が百人前後と思ひますが、それが学校を卒業してその町に在住して現る者は三名だけです。あとは全部都市へ働きに出ておる。そしてそれぞれの産業に従事して、その地方の発展に寄手しておるといふことになるわけですが、学校建築は町村財政の負担も非常に大きいのであります。地方の個々の父兄の負担も、御承知のように、あるわけなんです。そのように、せつかく学校建築をして無理をし、父兄が負担をして、そして学校を建築しても、そこで教育した人は東京なりその他の大都市、中小都市へ出て働くといふことになりまして、ここに地方団体の非常に犠牲といふことが、無理があるわけですね。それを是正するような方法はお考へになつたこととはございませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話しの通りに、市町村が育て上げて、その人たちが都会に行つて働いて、国民所得も増加しているといふこと、これは現実の姿だと思ひます。そういうこともありまして、また当該市町村の必要な財源は地方交付税制度その他を通じまして保障するといふような仕組みもつていく。こう考へておるわけでございます。なお、農村の人口が減つてくると、したがつて、学校あたりで、その学校がむしろだんだん少なくなるというふうなこともあるわけでございます。自然元利償還の負担だけが重く

残つてゐる。こういうようなこともございまして、地方交付税の配分にあたりまして、たとえば市町村の小学校や中学校費の算定について学校数をとりまじり、学級数をとりまじり、生徒児童数をとりまじりしておられます。この三本立のうち、どちらかといふと、今まで漸次学校の単位費用を高めてきましたし、さらに将来は生徒児童数から学級数にウェイトを移していくといふような算定の仕方をするによりまして、生徒児童数が減りました。小学校、中学校費の財政需要額が減らないといふような算定の仕方をしまして、その問題の解決の一助にしていきたい、こういう考へ方を持つておるわけでございます。

○林虎雄君 地方団体が超過負担の問題につきましては解決ができません。ならば、地方財政もよほど健全化していくのではないかと、いふに思ふのであります。これらの団体の要望は、みな窓口は自治省へ持つて参りました。自治省としては、各省との関係もあろうと思ひますが、是正方に一そのの御努力をお願いしたいと存じます。

○鈴木一弘君 非常に今の林委員の質問に関連が深いので、場合によれば重複するかもしれませんが、基準財政需要額の算定の問題なんですけれども、神奈川県の場合を見ても、実際基準財政需要額は一般財源の予算額、決算に比べて四九〇程度であるといふ状態、このような基準財政需要の算定といふことが、富裕団体の場合でも、実際の単位費用を出して、事実上の単位費用を出して計算しては、これは赤字にならざるを得ない、こういう状態が



はどういうふうなことになるか、はどうか。しろうとにわかりやすく手短かに御説明いただけたらと思うのですが。

○政府委員(奥野誠亮君) そういふ意味で資料をお配りしているわけですが、その資料の五ページと書いたところを見ていただきますと、しあわせと存じます。単位費用を改定する一例として、市町村分戸籍住民登録費を掲げてみたわけでありまして、それををあらわしたと書きますと、総括表のところ

で、「標準団体の経費総額」と書いてあります。改定後が四百八十七万九千三百円になっております。そのうちには特定財源がございますので、右にずらして見ていただきますと、A・B・Cの欄がございます。それが三百八十八万一千三百三十三円になっております。

これは人口十万人の団体での所要経費を見ていただくわけでございますから、十万人で割りますと、右の端の単位費用C・D、二十八円八十一銭、これが今度法律に定めようとしております単位費用でございます。人口十万人の標準団体の経費がこのように変わっております。それはどういふことかと申しますと、右の端に算定基礎が示してあるわけでございます。人口十万人の団体で給与費が幾らかかるかといふと、新しい基準で出せば四百七十七万二千二百五十三円。その内訳は何かといふと、「吏員給」で下に課長、それから乙吏員、丙吏員と書いてあります。これが今度の改定後の単価でございます。改定後の単価で見ていきますと幾らになるかといふことでございますが、四月から九月までは従来の単価で計算をしております。それから十月か

ら十一月までの単価と十二月から三月までの単価を分けておりますのは、これは新しい俸給表に、地方公務員の退職年金制度が……。

○松本賢一君 私の聞いているのはそういうことじゃないのです。ちょっとなにかもしませんが……。

○政府委員(奥野誠亮君) 十二月から実施になるものから、分けたわけでございます。

○松本賢一君 私の聞いているのは、そういふことじゃなくて、単位費用の中に人件費をどういふふうにして織り込んでいっているのかといふことなんです。つまり、道路費なら道路費を見てみますと、道路一平方メートルについて幾らという単位費用が出ておりますね。それはどういふふうにしてその中に人件費を織り込んでいっているのかといふことなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) 要するに、費目によって見方が違ふんですけれども、こういふふうな戸籍住民登録費であります。人口十万人の団体で給与費が幾らくらい要り、あるいは物件費が幾らくらい要るものであるかといふようなことで一応見込みを立てているわけでありまして、給与改定が行なわれま

す、その給与改定の分についてだけ算定変えをするわけでございます。それが道路費であります。道路についてはやはり改良、補修をしていきますのに、どれくらいか延長なり、面積に対してまして道路工費が何人要る、建設費

あるいは維持改修費がどれくらいかといふような見込みを立てているわけでございます。そして、そういうふうな総額をその延長で割りますと、一メートル当たり幾らという金額が出るわけでございます。

ます。要するに、理論的に考えられる所要経費を分析いたしました、工事費であるとか、人件費であるとかいふようなことで見込みを立てるわけでございます。給与改定が行なわれますと、そのうちの給与部分だけがふえてくるということになるわけでございます。

○松本賢一君 私がこういふことを聞きますのは、こういふことがあるのでお尋ねしたのですが、といふことは、単位費用の中に織り込んでいっている人件費といふものが、いろいろな部分について少し現実離れがしているんじゃないかという気がするんです。これは、理論的にはどういふふうな割り出しができるかもしれないが、現実には、地方自治体では、どの地方団体でもこれをオーバーして人件費を払っているというふうな考えられているんです。現に給与改定について、私は手近な広島市と呉市について尋ねてみたんですが、三十五年度には、半年分の給与改定に対して、広島市では約五千七百万円の原資が必要であったにもかかわらず、それに対して二千四百万円

の交付税しか受けていない。これは市役所のほうに私が教えてくれた数字なんです。私が実際調べたわけじゃないですけれども、呉市においては三千七百万円必要であったのに、二千四百円しか交付税の増額はなかった。といふことは、広島市なり呉市においては、単位費用の中に含まれる人件費が自治省の基準よりも現実に多いんじゃないか。だから、人件費が給与のベース・アップによつて、実際は五千万円ふえるのに、二千円、三千円しかふやしてもらえないのだといったようなことが起こっているんじゃないか。そういうことが

個々の自治体では全国的にずいぶんたくさんあるんじゃないかというふうに感ずるものですか、その単位費用の中に人件費を織り込んである織り込み方が、少し現実離れをした……理論的ではあるかもしれないが、現実には即してないような数字になっているんじゃないかという気がするんです。それでこれをもう一現実に考えていただいたほうがいいんじゃないかと考

えるんですが、まあ、そういう点について、私の質問していることが誤っていたら誤りを正していただきたいし、ひとつお考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 今のお話は、たとえば三十七年度の……。

○松本賢一君 三十五年度。

○政府委員(奥野誠亮君) 国家公務員に準じて行なうということであり、今回の単位費用の改定によつて基準財政需要額がふえてくる。その額がそういうことであれば、おそらくその団体の人事行政に非常に大きな問題があるといふことになり得ないんじゃないかと思つておられます。そこに一割、二割と誤差があるということなら、これは私は考えられることですが、これはおっしゃる通りに二倍もあるといふことになり得ますと、団体の財政を分析すべきだと、こう申し上げたいのであります。あるいは二倍もあるという場合には、公営企業会計の職員

の給与の増加額も計算に入れておられるんじゃないか。あるいはまた国家公務員の給与改定の基準以上にプラス・アップの改定をしようとしておられるんじゃないかというふうな疑問を持つ

わけでございます。誤差のあることは、これはいなめないと思つて。しかし、今お話になるように、倍も要るんだ、あるいは五割もよけい要るんだ、こうなつて参りますと、どこかに問題があると思つて、一般的にはそういうことはまずあり得ない、こ

ろ思つておられるわけでございます。ただ、全体的な傾向をいたしまして、地方財政なり地方交付税なりは、その地方公務員が、国家公務員であれば幾ら

給与が受けられるはずであるかといふのでございますので、町村にあっては若干上回る金額になっているのであります。市においては若干下回る計算になってい

る。市においては若干下回る計算になっていまして、またかなり高い給与ベースになってい

る市にありましては、どうしても基準財政需要額の増加額が所要額についてこないといふようなことは免れない、こう思つておられます。今お話になりましたような、倍も開きがある、これは私は普通では考えられないんだ、こう思つておられます。

○松本賢一君 倍も開きがあるといふことは、あるところ、ある都市での特殊な例であるかもしれませんけれども、しかし、どうもあまり小さくない開きというものが常に多数の事業体に開いてあるんじゃないかといふふう

に……まあ、広島市と呉市の場合、今申し上げました数字に聞いておられるんですが、ほかのところでも、大体幅の大きい小さいは別として、大体足りな

いという傾向がみんな出ておるといふふうに私は聞いています。それ

で、そらだとすれば、やはりそこに何らか算定の仕方というものを現実にするようにお考えをいただいたらいいんじゃないかという気がするのでございます。でないと、そのベース・アップというものが、常に地方財政にとつて、ありがたいことではあるけれども、頭痛の種にもなるというふうなことになるので、そういう点どうでしようか。全国的なことは、私はよく知らないのですけれども。

○政府委員(奥野誠亮君) ちよつと私、現実離れのした計算をしているとおっしゃったので、全く意外な感じを持っております。私たちは地方団体の実際の所要額を満たすようにしたいと努力を重ねておるつもりでございます。反面、まあ、地方団体が国家公務員の給与のあり方と著しく食い違つたような支給の仕方をする。そのことは、結果的には食い違つ結果になるわけでございます。ぜひ思ひとどまつてもらふように強い要請もいたしておるわけでございます。御指摘になりましたら、三十五年度という事情でそういう食い違いが出たのか、私どもで調べてみたい、こゝろ思つております。

○松本賢一君 一度お調べをいただきたいと思ひます。

それからも一つお尋ねしたいのは、今ちよつと局長のお言葉の中にも出てきました、公営企業の場合も、やっぱり本庁でベース・アップをやれば、公営企業もベース・アップをやらなければならぬというの現実の事情だろつと思つたのです。そうしますと、公営企業の場合は、こゝろいつたよりな手当というものが一応ないわけですか

ら、そういう点について、そうかといつて、水道料の値上げとか交通料金の値上げというものは、そらおいそれとできるわけのものではない、そういう点についてひとつ何かお考えを聞かしていただきたいと思つたのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 一応私から先にお答えさせていただきますが、給与改定が年度途中で毎年行なわれれば、これは公営企業のみならず一般会計もかなり困つていようでありまして、これは一つ問題が、私は依然としてあると思つております。公営企業の場合、やはり公営企業だから必ずしも一般会計の職員に右へならえする必要があるというところは言えると思つたので、事実上は右へならえせざるを得ないというのが事実だろつと思つております。しかし何分にも事業でございまして、単年度、単年度一月々よりもある程度長期的に考へて、料金の算定をしていくはずのものだろつと思つております。そらなつて参りますと、給与改定が年度の途中に起こつたから、起こつたそれだけのものを企業努力によつて、とも収入をふやすというわけには参らぬ。したがつて、それだけのものは国から財源を補つてほしい。すぐそらい結論には私にはならぬと思ひます。さしあつては資金に困るのだから、一般会計から資金の貸付をしてもらいたいとか、あるいはその他のところから借入の便宜をはかつてもらいたいという資金繰りの問題として考へていきたいと思つておるわけでございます。できる限り一般会計との間で資金繰りの問題はつけてもらいたいと思ひますし、またそれだけでいかなない場合に

は、自治省も義務があります場合には十分相談に乗つていきたい、こゝろいふふらな考へ方を持つておるわけでございます。公営企業会計におきます給与改定の増加財政需要額につきましても、すぐ一般会計あるいは財政負担においてその補てんをしていくという考へ方ではできない。しかし資金繰りの問題として十分配慮していかなければならぬ問題だ、こゝろ考へております。

○松本賢一君 それはやむを得ないことだと思つたのですが、そこで、これは自治省のほうにお尋ねする筋合いであるかどうかは何ですが、まあ大臣のお考えをちよつと伺つてみたいと思つたのですが、公営企業の建前というものが、そらいつたよりな妙な事になつていふと思つたので、独立採算をとつていかなければならぬ、一方ではベース・アップなんか一般会計のほうで行なわれればやつていかなければならぬ。そらすれば値上げをしていかなければならぬ。そらすれば値上げをできない。少々お金を貸してもらつたぐらいではおつたかないといふようなことが公営企業と現実なんです。ところが公営企業といふものは営利会社じゃないので、もろかることばかりやつていくといふわけにはいかなない。そらいうわけにはいかなないが建前だと思ひます。それで公営企業といふ形を何らかもう少し改善していくといふか、何といふか、そらいつたよりなことを考へる時期が来ているのじゃないかといふ気が私はするのですがね。大臣、どういふふうにお感じになつていますか。

○国務大臣(藤田弘作君) 公営企業の場合は、ちよつと公共企業体と同じよりに独立採算ということが建前になつております。水道とかガスとかといふたよりなものにつきましては、やはりそらいうことが建前であらうと思つたのです。しかし、たとへば清掃事業といつたよりなものは、独立採算がなかなかできないのじゃないかといふふうにも考へております。そこで、本来ならば、その企業の中で予算上あるいは資金上の措置ができる場合は文句はないわけでありまして、その企業体の中において予算上、資金上の措置ができないといふ場合には、やはりこゝろいふものが、ちよつと公共企業体の場合に企業体の中でできない場合に国会にかけることになつておりますが、それと同じよりに、やはり議会によつて条例を直す、そらいうのが一番妥当な方法だと思ひます。その結果として、また何といふか、自治団体の経費というよりなものが非常に上回るといふような場合には、これはやはり中央ばかりといふわけにもいかぬと思ひます。それから、実情を調べて、よく相談にのつておるという態度が望ましいと思つておる。

○松本賢一君 実際公営企業といふものは、損になることを、みすみすわかつていながらもやつていかなければならぬ仕事、ある程度としても、やらなければならぬことになりまして、けれども、そらいう点について、どうも私は現在の公営企業の建前、独立採算の建前といふものが何か納得がいかない感じがするのですが、多くの場合、水道とか交通とかといふものが大きな事業としてなされていられるわけですが、水の不便なところへ水を引いてやるのがやはり公営企業のやるべきことだと思ひし、そらすれば、採算がとれない

ことがわかり切つていられるようになるし、交通の不便なところへバスをやらうと思へば採算がとれなくなるというよりなことがございますので、やはりそれが現実なんです。そらいう点をなにしていただいて、これは実は私は知らないのですよ、公営企業といふものは自治省のほうでお考えいただく問題かどうかといふことは知らないのですが、そらいう点でひとつ大臣にお尋ねいただきたいと思つたのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘になりましたように、公営企業のあり方というよりなものが、全体の経済力が上昇して参りますと、それに伴ひましてその運営のあり方が変わつていく性格のものであらうと、こゝろ考へるわけでございます。早い話が、交通事業なんかにつきましたも、相当一般会計の負担する、たとえば東京都なら地下鉄事業を行ないます場合に、今年度で二十億程度のものを一般会計から繰り入れしております。また、繰り入れをしませんと、独立採算といふことになりまして、料金が莫大なものになつてくるのじゃないかと思ひます。全体として富の程度が高くなつていけばいくに従ひまして、そらいうよりなものにつきましても、ある程度一般会計が負担するといふ仕組みになつていくのじゃないか。現に住宅行政におきまして公営住宅、相当のあれが投ぜられておるの御存じのとおりであります。福祉国家建設といふことになりまして、だんだんそらいうよりな公営企業につきましても、ものによりましては財政負担の程度を高めていくといふよりな方向をたどるのだろつと思ひます。しか

し、現在の段階においては、やはり独立採算の建前をとっていきませんと、一般の財政負担でまかなう、道路にしる、港湾にしる、学校にしる十分ではございませんので、そこまでの余裕はないと思います。遠い将来の方向を考えてみますと、御指摘のような方向をたどっていただきたいと思ひます。現在の地方財政の状況なりからいいますと、そういう理想的な状態ではないといふような姿だろうと思つておられます。

○松本賢一君 大體了解はできるのでございませうけれども、なお一そり、今の一般会計の問題とからみ合せて、ひとつ公営企業の問題をできるだけ地方財政を圧迫しないように、まあ伸び伸びと地方自治体が運営できるようになことをひとつ自治省としてはできるだけお考えをいただきたいと思ひます。

○小林武治君 今のことに関連して、今の問題は、松本さんの質問は、非常に私は適切な問題だと思ひます。今度のベース・アップの手当を国からする。しかし、公営企業は全然対象になつておらぬ。ところが、公営企業も一般財政の一つです。並んで執務しておる人へ上げなければならぬ、こういう問題が当然起きておるわけですね。ところが、国が一つも手当をしてくれない、特別会計でもなかなか持ち切れない。こういう問題で困つておるのが現実の問題なんです。だから、今の御質問のように、まあ建前はそうであっても、現にそのために赤字が出る、こういう状況ができておるわけですね。だからして、今のお話のように、独立採算制だから国はかまわな

たしていかどうかということが現実の問題になってきておられます。普通なら料金を上げればいわけです。独立採算がとれなくなれば、ところが、交通事業なんかは、まわりに現に交通事業があつて、それとの関連があつて、料金を上げることができない、いろいろふりて実際に困つておる。それで、何か最近新聞によれば、公営企業のこと自治省では何か規制の問題というか、公営企業のあり方について制度的にまた検討しておられるようなことが出ておりました。何か考えがあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のよろうに、公営企業によりましても区々だろうと思ひます。企業努力によつて企業会計の増加使用額をまかなう。その場合に、たとえば交通事業については料金について改定に国の認可を必要とする。病院経営については診療報酬が国において規制されておる。したがつて、企業努力によつてまかなふ範囲というものは、公営企業の種類によつても区々だろうと思ひます。ただ、先ほど来申し上げましたように、財源補てんの問題として考えないで、資金繰りの問題として考えていきたい、こう申し上げておるのであります。やはり今日の段階においては、そういう方向でいくより仕方がないのじゃないかと、こう思つておられます。ただ、公営企業につきましては、企業でございまして、企業でありまして、相当な最初から基礎を持つていくべきであらう、こういうふう

に考えておられます。従来のように、漫然と地方債で建設費をまかなつていくといふこともいかなるものであらうと考えられるのでございまして、昨年

でありましたか、一般会計からそういう特別会計について出資をする規定を地方公営企業の会計の中に入れていいたいだいたわけでありませう。そういふ考え方で公営企業の運営に当たつておるつもりでございませう。同時に、経営につきましても、一般の企業とは違つた原理原則が立てられてもいいのじゃないか、こういうふうにも考えておるの

でございまして、一般の企業のように、配当というふうな問題もございませぬし、税金の面につきましても、相当の考慮が払われておるのでございませぬので、何か基礎を強固にしていくような経営方式を考えてもいいのじゃないか、またそれが許されるのじゃないか。そういうことで、そういう問題につきましても、いろいろな人たちに今検討してもらつておる中でございませぬ。

○小林武治君 資金的に配慮がされておるのは当然だが、それはもう全く一時の強策にすぎない。したがつて、

やはり一般会計として考えるか、企業会計の中で考えるか、何か考えて、ことにベース・アップのごときは、公営企業には何も関係ない。国が一方的にやつて、それが自動的に影響を与へ、そして企業そのものの会計を危うくするといふような事態になつておるのです。そういう面からいへば、ある程度国も何らかの形で責任を負うべき問題ではないか、こういうふう

に思ひます。地方費を一般会計で国が上げれば、当然地方も影響を受けるというので、国のほうが財源手当をしてやつておる、こういう事情です。公営企業だけが何も関係ない、こういうわけにいかないと思ひます。だからして、さしむきの問題は、資金的にでもある程度見てやろ、こういうことでは仕方ないと思ひますが、将来の問題としては、何かもっと安定させるような方法を考へてやつてい

○国務大臣(篠田弘作君) 私から答弁いたします。公営企業にもいろいろございまして、ただいま御指摘のよう

に、交通関係、東京都の地下鉄といったようなものは、これはしさいに検討しないといふかもしれませんが、地方の市営バスなどというのを見ておられますと、大體もうかりそうだから権利を取つておこうという、あるいはまた、現実に幾らかそれによつてもうけようといふような意識が相当強いんじゃないかと思ひます。私はそういうふうに見られる節が、たくさん実例がある、その考えです。そういうものにつきましては、私企業にまかせて十分間に合ふもの、あるいは私企業と競合してそれを圧迫するよりなるものは、なるべく、今おっしゃつたように、やらないほうがいいと私は思ひます。ただし、水道

のように、非常に水の悪いところで、どうしても水道を作らなければ健康上も地域住民のためにも悪いといふようなものはやらなければならぬ。そういうような場合には、今までのいきさつというものはともかくといたしまして、将来それは一般会計から十分に見ていく、国民の健康の問題でありますから、十分見ていくといふような、あるいは医療のような場合は、そういう制度に改めてもいいのじゃないか。そういうように制度が改まれば、国の財政措置といふものもそれによつてできていく、こういうふうにも考えます。

○小林武治君 私は、今の自治大臣の御答弁、非常に適切な御答弁だと思ひますが、今の公営バスの免許等も、どうも運輸省が相当強断的にやるというふうな傾向もあるのです。これはすぐに地方財政に直接影響してくる問題だから、免許についても、自治省として



とか、こういう意見も申し出るべき立場にあると思いますが、今後ひとつそういう取り扱いをしてもらいたいと思えます。それから、自治省からきょうな意見もひとつ運輸省に申し入れてもらったらと、こういうふうに考えますか、いかがですか。

○国務大臣(篠田弘作君) バスの認可等につきましては、閣議におきましてもしばしば、運輸省と自治省ということではなくて、警察取り締まりの關係の警察、この三者で協議してもらいたいという事は、しばしば申し入れておきます。現在は協議をしているのであります。ところが、現在の状態におきまして、協議しまして、いいだろうということになります。そうすると、すぐ許可するのじゃなくて、三年か四年たつてから許可する。そうすると、交通事情も取り締まり事情も全部違つてきている。そこでそれは協議したことになるかという事、このことになりまして、先般の交通関係懇談会におきまして、必ず許可する、九十日以内に協議する、それ以前に協議したものはもう一ぺん再検討するということに運輸省との話し合いがつきまして、今後は、今協議した、知らぬ顔してすつぱかしておいて五年後に、すでに協議してあると許す可とするというより、そういう無責任なことはやらせないようにしております。

○小林武治君 非常にけつこうですが、今、おもに警察の見地、あるいは交通安全の見地ということになるのであります。地方財政的な見地からも発言権を持つてしかるべきだと思えますので、こういうことをひとつ申し上げておきます。

○鈴木壽君 関連してちよつと大臣に今の御答弁からお聞きしておきたいのですが、今大臣は御答弁なさつた中で、たとえば水道事業のようなものはどうしても国民の健康という立場から必要であるし、もしこういう会計が不如意であるという場合には、一般会計からめんどう見てやれるような方法ができればいいのだ、そうしてこゝなれば国としても何かめんどう見るようなこともできる、こういうふうにおつしやつたように私聞きまして、そういうふうに伺つてよろしうございますか。

○国務大臣(篠田弘作君) 今の段階ではそういうことはできないのであります。將來、たとえば今申し上げましたような、もうかるための特別企業を出たからそれを見てくれとか、いろいろ問題がある。私は問題によつて分けなくちゃいけないと思えます。そこで今申し上げましたように、どうしても必要な水道であるとかあるいは病院であるというふうな、地域住民の健康とか、そういうものに關するやうな問題については、私は將來そういうふうな考へていつたほうがいいのじゃないか、その場合においては、当然一般会計から支出できるというふうに変えていけば、特別交付税、交付税というやうなもの、今の段階ではやるわけにはいかないけれども、そういうふうな特定してあるわけではないから、そういうふうに見ていけるようになる。また、私は実際において考へてもいいと思えます。

○鈴木壽君 私も大臣の考へ方については賛成です。そういう意味で、しかし、単に大臣が、今おれはそう思うのだ、しかし、今はできないのだ、こういうことではなしに、ほんとうにそういうふうにするには、いろいろ問題はあります。たとえば一般会計から、それは今だつてできません。しかし、団体の財政事情によつては、それができなかつたり、あるいはきわめて不十分な形にしか行なわれておらないという問題があるのです。ですから、大臣のおつしやるのは、一般会計の中からも出せて、それから出した場合には、国としても何らかの交付税等において見てやるべきだと、こういう考へだと思えます。今、今の地方自治団体の財政事情からすれば、出したくても、出せるのだから、出したくても出せない、こういう現実なんです。これはくどくどしく申し上げなくても、大臣十分御承知のとおり。ということ、ぜひやはりそういう場合に、できれば国のほうから何かの形で見てもらいたいという、そういう希望があると思つて、しかし、これは今の交付税のいろいろなそれからいっても、なかなかこれは簡単にはできないことじゃないかと思つて、まあおれはそう思うのだが、まずできるかできないかわからぬ、こういうことなのか、そういうふうな方向でいろいろ困難な問題もあろうかと思つて、そういうふうな方向で、まず十分検討し、実現できるようにこれから前向きに検討していただく、こういうことなのか。そこら辺ひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(篠田弘作君) 問題は二つあると思つて、一つは、地方の一般財源において十分に公営企業の赤字を見てやり得る財政状態であるにかかわらず、公営企業は公営企業として独立採算であるために見てやれないという場合があると思つて、もう一つは、公営企業であるために、一般の企業であれば、一般の予算であれば、国から、今おつしやつたように、いろいろな措置ができるけれども、公営企業であるからできないという問題もあると思つて、今、できないと申し上げましたのは、もちろん公営企業であるからできないということも一つあります。それから、実際において、まあ自治省の持つておる財政の問題です。これは、御承知のとおり、今度のベイス・アップでもつて三百七十億以上の金が要するといふやうな問題がありまして、今も交付税も、実際問題として自治省の現在の財政状態といふものは、そこまで見て、ベイス・アップで精一ぱいなんです。そういう状態がいま一つある。ですから、將來に向かつて、何といふんですか、法の改正も行なわれ、また交付税も増額されて、これはまああされてくることは間違いないと思つて、めんどうを見得るやうな状態になつたときには、これはもう、そういう今申し上げたやうな問題については見ていいて、また見るように努力してもいい、こう思つて、ただ、公営企業だから、何でも国が見てくれるのだから、何でも国がやるといふやうな態度は、その場合においてはやめてもらわれないという、いわゆる民間会社、たとえばバスを持つてもうけて、これを市営にすれば、市営ももう

かるじゃないかというやうな、そういういろいろな問題が起つてくる。で、赤字を出したつて国が見てくれるのだからというやうなことは、これは誠に慎しんでもらわなければなりません。そういう場合には、やはりその公営企業の種類と申しますか、そういうものを、はっきりとこういうもの、こういうものについては見るといふ一つのワケをはめなければ、公営企業であるから、赤字を出せば何でも国が見るというやうな、そういうことにはいかぬと、私はこう思つて、

○鈴木壽君 おつしやることはわかりましたが、大臣もおつしやられるように、特に病院とかあるいは水道事業、上水道の事業、こういうことにつきましては、これはいわゆる市民なり町民の健康、保健という立場からして、公営事業をやつたものの、なかなかしかし採算の上からいふたいへんなところ、がずいぶん多いのです。しかし、今の制度からしても、病院等は、たとえば市の一般財源から若干の繰り出しをするというやうなことは可能なんですか。しかし、さつきも申し上げましたように、可能ではありませんけれども、事實はなかなかそこまで手が回らないというのが実情だと思つて、ですから、私は大臣の考へ方はけつこうだ、そういう方向で、これはぜひ何でもかんでもやれという意味ではもちろん私もございませぬし、特に、今申し上げたやうな例から、幾つかにこれはしほること必要になつてくると思つて、それから、そういうことはそれでいいのですが、一般会計からやつても一般会計が圧迫を受けないというやうな、そういう意味で、広い意味での地方財

政の確立という点で、これはやっぱり物事を考えていかなければならぬ、このうらふうらふに私は思うのです。大臣どうですか。ただ、これから検討するとか何とかというよりなことでなしに、私は大事な問題だと思えますから、特にお聞きしておきたいと思っております。

○国務大臣(篠田弘作君) 病院につきましては、三十五年度からベッド数に応じまして建設費を特別交付税である程度見ておる所でございまして。水道につきましては、今のところそういうふうには事務当局としては考えておらないのであります。これは各省折衝しないというわけが、これは、私は水道というものは、これは国民の、地域住民の健康に関する問題だから、私自身ひとつ各省と折衝して努力してみたいと思っております。

○松本賢一君 大臣お立ちになるそうですから、一言最後にひとつお伺いしておきたい。先ほどちよつと言いましたけれども、今もいろいろと諸先生からお話が出てきたように、公営企業というものの非常にうまくいかない面が現実にあるわけですね。ですから、ここで公営企業という形態そのものを再検討してみようという、そういうお考えは大臣お持ちでありますか。これはつまり独立採算制というものは、大体料金でまかなうという建前だろうと思えます。そこに税金でまかなう面が一部出てきつたわけですね。ですから、そこを、料金をまかなう面と税金でまかなう面とをどういふふうにかみ合わせ、どうも今の建前というものは非常に不適確ですから、そういう点をもう

少し適確にするような、法的な、何とか、改正というのか何と、このか、そういうふうな考え方の転換というものををお考えになるなにかあるかどうか。

○国務大臣(篠田弘作君) 当然そういう時期が来ていると思えます。たとえば水道の問題にいたしましても、一市町村ではこれはまかない切れない。公営企業として赤字だ。しかし、三市なり四市なり共同でもって地域を広げまして能率を上げていくというこゝになれば、これはまかない切れる。病院でもそうでありまして、小さな村が一つずつ村立病院、町立病院を持たなければならぬというふうなわけでもないわけでありまして、たとえば三つなり四つなり町村の中間に、共同でいい病院を作りまして、そうして交通事情の改善を行なえば、三方村、四方村で共同の病院を持つことができる。そういう面からいいますと、経済と同じでありますから、広域行政というふうな面も考え合わせまして、私はいろいろ改正に、改善に向かって検討を加えていこうという時期に来ている、こういうふうな考えます。

○松本賢一君 大体大臣のそういう御答弁で了解ができましたが、最後に一言、さっきの小林先生の御意見と私とちよつと食い違いがありますので、その点御参考までに述べてみたいのですが、交通事業は公営企業というもののからなるべくはずすように考えるのがいいんじゃないかというふうな御意見だったと思っておりますが、しかしやっぱり交通といえども、これは水道や病院なんかと同じで、結局特に人口の分散をはかるというふうなことを考

えますと、交通の便利ということがなかつたら人口は分散しませんから、そういう点からいって、引き合わない路線というのでも、やっぱりこれはある程度料金でまかなえないところを、それ以外のものでもまかなっていきつと、足の便利をはかっていくというこゝでなければ、人口の分散というふうなこともむずかしくなるんじゃないかと思っております。そういう点もやっぱりこれは一緒に重要な問題としてお考えいただきたいということを言いたいです。

○国務大臣(篠田弘作君) 私が申し上げましたのは、私北海道ですから、ちよつとあなたが広島島の例をお引きになると同じに、私自身がひよつと考えるのは北海道なんです。北海道の場合は、採算のとれない路線については国鉄がやっております。国鉄バスがやっております。大体市営なんているのは採算のとれる場所へ割り込んでいっているのが多いんです。そういうことを私申し上げた。あなたの国の事情と私の国の事情とは大へんそこで違ふんです。そういう意味で申し上げたので、そういうので事情が非常に違ふということでございます。

○松本賢一君 それは大いに違いますし、家庭の事情も違いますけれども、ひとつ……  
○鈴木善君 最後に一つ。さっき小林委員からの御質疑の中にありまして、私もちよつとお聞きしたかったんですが、簡単によろしくございしますが、公営企業会計に関連をしまして、最近これは新聞で見たわけでございますが、相当の赤字を持つておる——そういう企業に対しては、一時赤字のたな上げ

も考える、こういうふうな新聞記事があったのであります。と同時に、もちろん、それはただ無条件というわけにはいかんでしよう。これからの再建というこゝを十分考えての上でございまして、それから、それはそれでいいですが、そこら辺の事情は、今自治省で考えられておる公営企業の会計のあり方等からいたしまして、どういふふうなのか。もう少し、できたら真意をお聞かせいただきたいと思つて。新聞で相当大きくこれは取り上げられておったんですから。

○国務大臣(篠田弘作君) ただいま鈴木さんのおっしゃったのは、多分赤字債の貸付の問題だと思つて、そういうことは今考えて検討しているわけでございます。こまかいことはひとつ局長から説明させますから。

○政府委員(奥野誠亮君) 一般会計が赤字を出している場合、この再建をするというこゝについて従来から努力を払つて参つたのであります。取り残されておた公営企業につきましても、再建の計画があるものにつきましても、特に多数の職員を擁しておられます。特に多数の職員を擁しておられます。赤字を出す団体が果増してきているような状態でございますので、これは将来において相当憂慮すべき事態でもございまして、この際、早く建て直しをはかつていきたい。そういうことで、年度当初からいろいろその方向に努力をしていく中でございまして。要するに、赤字企業について財政を再建する、その再建計画を議会においても承認してもらふ。ちゃんとした再建計画を立てた場合には、その見通しのつく段階について、赤字額の融資をあつせ

んしていきたいというこゝでございまして。ちゃんとした再建計画が立つというこゝにつきましても、あるいは一般会計も相当な出資をするという必要もあるかもしれないし、企業努力によりまして思い切つて経費の節減をはかるといふような必要のある団体もございまして、あるいは単に赤字資金の融資だけじゃなしに、その資金から生じまる利子につきまして、国が特別なめんどうを見なければならぬというふうな場合もあるかと思つて、いろいろな場合もあろうかと思つて、いろいろなことを総合的に検討した上で、相談相手になりながら再建の達成に努力をしていきたい、こういうことを考えている中でございまして。

○鈴木善君 そりしますと、一般的に言つて、今まで政府ではこういう地方公営企業というふうなものを独立採算でいけと、こういうことでやつてきたのであります。それはそれとして、今お話のあつたような赤字をかかえて、しかし再建可能というふうな計画がきつちり立つところは、一時たな上げも考えるし、場合によっては利子補給も考えていくと、こういうことで、国としてやはりほうっておけないのだ、こういうふうな態度を変えた、と言つちや悪いのかもしれないけれども、そういうふうなことで、ひとつこれからは、いろいろを見ていこう、こういうことと了解していいのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 今もちよつと申し上げましたように、病院会計や、交通事業会計において赤字を出す団体が果増して参つております。そりしますと、赤字を出しても、それで普通なんだというふうな気持を地方団体

に持たれてはたいへんだ、こういう心配を非常に強く持ちだして参っており出す。したがって、だから赤字を出すような経営の仕方をやめてもらいたい。根本的に経営の確立をはかってもらいたい。そのかわり、経営の確立をはかる熱意を持っておられる団体につきましても、国としても資金のあつせんなり、あるいは特別交付税の配分なり、思い切つて援助をしていきましよう、こういう態度をとりたい、こういうことでございませう。

○鈴木壽君 だが、こういう場合に、たとえはかつて——現在も適用されてきた団体があるわけですが、地方公共団体の再建団体の例に見られるように、非常に——何といひますか、窮屈な、それによつては事業の将来の発展なり大きな展望を持っておりながら、なおかつ、しかし実際はやつていけないというように、非常に窮屈なところに押し込められるような格好で、もしそういうようなことが放置されるとすれば、これは非常に困つた問題じゃないかと、私は一方において心配するのであるが、いわゆる再建計画で、人間も削り、バスの台数も多いのだ、路線もだめなんだと、こういうふうなことであつては、考え方として私はあまりいい方向にはいかんじやないだらうか、こういうふうな思ふのですが、と言つて、何も私はルーズな、野放しな、いかげんなことをやつておくと、こういうことを認めておつていいのでもないのではありませんが、そこら辺の中心と申すのか、なかなかむずかしい問題だと思ふのです。たとえば、もう少し申し上げますと、今は累積赤字

もあり、現在はまだ採算が取れない、しかし、地域のいろいろな発展なり、将来の展望からしますと、ここ数年間で黒字に転じ得るといふような、いろいろな事業があると思ふのです。それが、しかし今は何としても苦しいのだから、そのために、まあひとつ赤字も一時たな上げしてもいいというところ、いわゆる再建計画を立てなさいならんという場合に、将来の発展というものが、もう芽がつかみ取られてしまふというふうな形、もし行なわれるとすれば、私はかえつて困つた事態が出てくるのじやないだらうか、こういうことも心配するものです。そういう意味で非常なこれは中心といひますか、そこら辺はむずかしい問題になると思ふますから、考え方としては私が申し上げたような、将来発展するような芽をつみ取らないような形で、やはり考へていつてもらえるのかどうかです、そういう点をひとつお聞きしておきたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 赤字公営企業の再建について、ひとつの方式を自治省が地方団体に強要する考へは毛頭持っておりません。同時にまた地方団体が相当な熱意を持たない限りにおいては、自治省はそれにお手伝いをする意思も毛頭ございませぬ。全くほうりっぱなしにしたいという気持でございませぬ。やはり赤字を出している団体については、思い切つて転機をつかんで相当の決意を持たなければ、私は再建できるものじやないと思ひます。しかし、そういう決意を持たれる限りにおいては、自治省としてはこれに関与する意思はございませぬ。御心配になつておられるのは、おそらく首切り等の

問題を自治省が強要するのじやないかというふうなことではなからうかと思ひますけれども、そういう考へは毛頭ございませぬ。毛頭ございませぬが、企業によつては、私はやはり人員整理をしなければどうにもならないということもあり得ると思ひます。その場合には、余つた人間を一般会計に振りかえるとか、配置転換とか、いろいろな問題もあろうかと思ひますが、それは方法はいろいろ考へていかなければならないと思ひますが、病院に例をとつて申し上げますと、私たちの見ておられますところは、病院を建てます場合に、地方債資金で建設をします。しかし、地方債資金では百パーセント所要資金をまかなえない。自然ある程度最初から病院が地方債以外の金額を借金としてかかへ込んでいます。しかも地方債の元利償還額、病院自体がそのつど償還していかなければならないような運営にゆだねられておられる。これはもうやはり無理な病院経営だと考へるの

でありまして、その地方債が不足している部分については、やはり一般会計が少なくとも出資をするなり、何かすべきだと思ふのであります。同時にまた、液価償却費相当額は病院経営で生み出していくべきであると思ひますけれども、元金償還額、これは必ずしも耐用年数とマッチしておりませぬので、これを全部病院経営の収入から支払つていくというのには無理があると思ひます。したがって、病院経営については、どういふ部分を一般会計が負担し、どういふ部分を病院経営がまかなつていくべきかという区分を明確にしなければならぬのじやないか。

明確にするのとしました場合には、やはり一般会計がこの際に病院関係に出資をするという態度をはつきりとなければならぬ事態も起こつてくるだらうと思ふのであります。そういう場合に、経費の負担区分なり、将来についてはどういふ経営の改善の仕方をしたいかというふうなことにしても、明確な計画を立ててもらいたい。立ててもらふ限りにおいては資金のあつせんもするし、場合によつては利子補給についても配慮していきうということもございませぬ。繰り返して申し上げますが、特定の考へ方を地方団体に強要する意思は毛頭ございませぬし、熱意のない団体につきまして特別なおせつかいをやく意思も毛頭持っていないといふことでもございませぬ。

○松本賢一君 今の赤字を出している原因の非常に大きな問題は人件費の問題ですが、人件費の問題というのは、人員が多いということよりも、賃金ベースが非常に高いのです。高いというところは、非常に古い人が多いということなんです。また、私の話になりませんが、呉市の交通局に例をとりますと、電車事業のごときは、市営になる前の会社がかかえておつた人をそのまま受け継いだりなんかして、戦時中に海軍から勲賞があつて市営に移管したときに会社から受け継いだ人たちは二十年たつた現在、やはり残つておられるのです。それで四万何千円という賃金ベースになつておられるわけです。で、付近の会社なんかを見ますと、みな二万何千円くらいの賃金ベースである。そうすると、二倍に近い賃金ベースでやつておられる、といつて、そういう人たちが首にすつたというわけにはなかなかいかなないといつたような点があるわけ

なんですね。こういう点について一体どういふふうにお考へになるのじやないか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のようにな公営企業もかなり多いと思ひます。東京都の交通事業もその例に漏れない一つだと思ひます。その場合に、一つは配置転換の問題があるだらうと思ひます。いろいろな職種によりましては、むしろある程度年功を重ねた者のほうがいいというふうなこともあるわけでもございませぬ。たとえば交通事業が下水道事業のほうに配置転換を考へていくというふうなことも、現に東京都で行なつておられる例でございませぬ。同時にまた、定年制というものが、ないために、かなり高齢になつておられる程度というふうなこともございませぬ。組合と話し合ひを進めておられるような例も見受けられるようでもございませぬ。公営企業によりましていろいろでございませぬ。また単に、私は公営企業が賃金ベースが高い、それだけでないといふ気持を持っているのでございませぬ。むしろ公営企業の賃金ベースが妥当なものなら、それを基礎にした経営——したがつて、料金を算定を考へていくことがあなから悪いものではなからうといふ気持を持っているわけでもございませぬ。経済企画庁との間でたえずそういう議論もいたしているわけでもございませぬ。要するに、ただ給与費を下げればよろしいんだといふ考へ方で、公営企業を建て直すといふ考へ方は持っていない。しかしながら、今も申し上げましたように、ある



この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四六号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 愛媛県今治市広小路今治商工会議所会頭 宮崎研一外五百四十名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四七号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(四通)

請願者 岡山市北方中井町七二二岡山市連合婦人会 内 榊原文子外二千三百五十九名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五七号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 秋田市保戸野仲町秋田市連合婦人会内 笹村ミヨ

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五八号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(三通)

請願者 宮崎市橋通一ノ四〇宮崎商工会議所会頭 三

重野老吉外三百二十二名

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五九号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(四通)

請願者 佐賀県唐津市新興町 本田玉玉外三百四十二名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二二九号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(十二通)

請願者 福岡県宗像郡福岡町原町一、四二八ノ一五原町三区 鈴木一夫外四百八十九名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二六〇号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 北海道小樽市入舟町九ノ八三 高橋知子外百四十五名

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二六一号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二七九号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 大分市荷揚町六七六分商工会議所会頭 草本利恒外十一名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第三一六号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 栃木県佐野市万町二、八八七ノ四佐野商工会議所会頭 吉沢茂一外二百二十五名

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇七号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 静岡県浜松市砂山町一八三中部瓦斯株式会社 浜松支社内 中村良一

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四〇八号 昭和三十七年十二月十日受理

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二七号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 山形県鶴岡市馬場町十日町一鶴岡商工会議所会頭 今間壯太郎

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二八号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 新潟県新発田市字指物町新発田商工会議所会頭 黒崎英敏外二百二十名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四二九号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 徳島市西船場町徳島商工会議所会頭 柏原大五郎外五百四十名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三〇号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 静岡県沼津市八幡町一ノ九沼津市連合婦人会内 井関幸子外八百十名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三二号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 三重県上野市丸ノ内三六ノ一上野商工会議所会頭 福林源治郎外八百八十六名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三三号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 北海道帯広市西四条南九ノ一帯広商工会議所会頭 萩原延一外八十三名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三三三号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室町一の七株式会社三越  
内 岩波東平外二万六千七百九十九名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三四号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(二通)

請願者 愛媛県宇和島市丸の内一ノ一〇宇和島商工会議所会頭 長山芳介  
外千一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三五号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(二通)

請願者 北海道江別市元江別二  
一一江別ガス株式会社  
社長 大久保和男外十二名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三六号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(四通)

請願者 香川県高松市三番町香川農工商会議所連合会  
内 平井太郎外千八百十五名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三七号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(五通)

請願者 神奈川県小田原市幸一ノ二一四小田原商工会議所会頭 今井徳左衛門外三百十九名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四三八号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願(六通)

請願者 北海道小樽市色内町六ノ三一小樽商工会議所会頭 寿原外吉外七百二十五名

紹介議員 堀 末治君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四五三三号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 大阪市福島区上福島北二ノ九〇 尾山迪子外六万六千名

紹介議員 上林 忠次君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六二二二号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 岐阜県大垣市郭町三三大垣市連合婦人会内 河野まさ子外十五名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第六二三号 昭和三十七年十二月十日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡足立町志木二、四四九足立町商工会内 吉原平五郎  
外一名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八三三号 昭和三十七年十二月十日受理

地方公務員の定年制実施に関する請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島県町村会内 笠岡恵

紹介議員 石原幹一郎君

地方公務員の定年制については今日なおその実現をみるに至らないことはまことに遺憾である。特に行政需要の増大と町村自治行政の近代化並びに事務能率向上を期するために職員構成の合理化を図ることが緊要事であるから、円滑に職員構成の適正化を図るため、すみやかに定年制を設けられるよう地方公務員法を改正せられたいとの請願。

第二八四号 昭和三十七年十二月十日受理

防犯燈設置助成に関する請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島県町村会内 笠岡恵

紹介議員 石原幹一郎君

社会環境の不良化による犯罪防止の一環として国より市町村自体において防犯燈の設置方要請があつたが、町村財政ひつ迫のおりから十分な施設が困難な現状であるにかんがみ、国においても、これが設置に対し財政的援助を講ぜられたいとの請願。

第三一一号 昭和三十七年十二月十日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 京都市下京区寺町高辻京都寿司商組合内 岸村常次郎外七名  
大野木秀次郎君

紹介議員 大野木秀次郎君

地方税法中大衆に関する料理飲食等消費税は、第三十八回国会において現名に改められ、同時に従来高級と大衆の間に設けられていた消費区分(高級百分の十五、大衆百分の十)を一季に撤廃し、現行のオール一割課税に改められたもので、この措置によつて高級面はいちじるしく緩和されたが、その反面大衆飲食との均衡を失つた。又、大衆飲食に対する現行免税点五百円は第三十六回国会において旅館の基礎控除五百円と同時に決議されたものであつて、前国会に旅館の基礎控除が八百円に引き上げられた以上当然大衆の免税点もそれに対応して考えられるべきものであつたと思つて、今国会において、接客を伴わない飲食の免税点を(現行五百円)八百円に、チケツト制飲食店の免税点(現行二百五十円)を三百

五十円に改正して大衆課税の漸減をはかられたいとの請願。

第三一七号 昭和三十七年十二月十日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 神戸市生田区北長狭通一丁目 井上政治外七名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第四〇六号 昭和三十七年十二月十日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 岡山市内山下 寺岡良忠外七名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第四三九号 昭和三十七年十二月十日受理

車両側面どろよけ装着に関する請願

請願者 横浜市南区六ツ川町四二一 松田又胖外六十一名

紹介議員 白井 勇君

現在、道路交通取締法第七十一条並びに第七十四条第三項の条文はほとんど遵守されず、降雨時等における惨状は全く非文明国家を象徴するやうで、まことに憂慮にたえないところであるから、道交法について、(一)第七十一条、車両等の運転者は車両等を運転し

てぬかるみ又は水たまりを通行するときは、どろよけ器をつけて、でい土汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならぬ、(二)第七十四条第三項、雇用者は雇用運転者が法第七十一条第一号の規定違反することがないように車両等にどろよけ器を備えなければならない、(三)右各項に違反するものは罰則を適用すること、等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第四八五号 昭和三十七年十二月十日受理

バナナ室の防災措置に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向町小橋 弘田貞蔵

紹介議員 近藤 信一

バナナの追熟、色つけのため使用される特殊施設であるバナナ室(むろ)は、取扱いの不備から爆発その他の災害により死傷者を出している事実があり、災害防止上幾多の危険と欠陥が見受けられ、従業者として安心して居住したり作業したりすることはできない状況である。加えてバナナの輸入自由化が目前にひかえて各所にバナナ室が新設され、また旧来の危険なものがさかんに使用される傾向であり、災害を未然に防止することは急務であるから、危険な室の使用及び設置に際して法的取締り、又は使用制限等の措置を講ぜられたいとの請願。

十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律

案(予備審査のための付託は十二月八日)

昭和三十七年十二月二十四日印刷

昭和三十七年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局